

令和4年度 第23回朝来市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和4年6月16日(木) 午後1時30分～午後2時38分
 - 2 開催場所 あさご・ささゆりホール
 - 3 出席した農業委員 13人
1番 松浦 修三委員 3番 前田 由記夫委員 4番 奥藤 康正委員
5番 高本 知宜委員 6番 米田 隆至委員 7番 米田 利秋委員
8番 西村 繁 委員 9番 佐野 伸夫委員 10番 大田垣 強委員
11番 楠 晃 委員 12番 原田 昌二委員 13番 西 好朗職務代理
14番 石原 武美会長
 - 4 欠席した農業委員 1人
2番 大森 げん委員
 - 5 出席した農地利用最適化推進委員 11人
 - 6 現地調査委員
農業委員 前田 由記夫委員 米田 隆至委員
推進委員 田中 隆志委員 中尾 孝幸委員
 - 7 議事日程
日程第1 議案第111号 農用地利用集積計画の決定について
日程第2 議案第112号 農地法第3条申請について
日程第3 議案第113号 農地法第4条申請について
日程第4 議案第114号 農地法第5条申請について
日程第5 議案第115号 非農地証明申請について
日程第6 議案第116号 遊休農地の非農地判断について
 - 8 事務局職員
次長 藤原 雅人 農地農政係長 森本 礼子 主事 田中 美幸
支援専門員 中川 繁春
 - 9 農林振興課職員
主事 福富 裕貴
 - 10 会議の概要
- 事務局

それでは、ただいまから第23回朝来市農業委員会総会を開会いたします。

既に送付いたしております次第に基づき、進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思っております。

会長、よろしく願いいたします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席人数を、事務局、報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員11名でございます。

○石原会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第23回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次第4の「議事録署名人の指名について」は、3番の前田由記夫委員と4番の奥藤康正委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

それでは、続きまして、次第5の「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進行いたします。

日程第1「議案第111号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第18条、議事参与の制限の規定に基づきまして、西委員が議案第111号の関係者でありますので、退席を求めます。

それでは、審議を続けます。

議案第111号の提案理由の説明を、担当課に求めます。

○担当課 農林振興課の福富と申します。農用地利用集積計画の決定について、ご説明させていただきます。

議案書の3ページ目をご覧ください。農用地利用集積計画の概要といたしまして、1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説明いたします。まず初めに、区分とい

たしまして、田は、面積12,788平方メートル、筆数は13筆、畑は面積436平方メートル、筆数は1筆、合計で13,224平方メートル、14筆。利用権の設定を受ける戸数といたしまして4戸、利用権を設定する戸数は11戸。

次に、設定する利用権の概要についてですが、今回、全て使用貸借権といたしまして、合計14筆、13,224平方メートル。利用権の終期としまして、令和6年度末で終期が来ますのが2筆、令和7年度末が2筆、令和9年度末のものが1筆、令和11年度末が1筆、令和14年度末が7筆、最後に令和20年度末で終期が来ますのが1筆。

次に、議案書の4ページ目につきましては、それぞれ利用権設定を受ける者及び設定する者の所在地等一覧表をつけさせていただいております。また、議案書の5ページ目については、利用権の設定を受ける者、耕作者の氏名一覧をつけさせていただいております。最後の議案書の6ページ目につきましては、利用権を設定する者の所有者のほうの氏名及び住所を掲載させていただいております。以上で説明は終わります。

○石原会長 今、担当課からの説明がございましたが、委員の皆さんのほうからご意見なりご質問ございませんか。

特にないようですので、議案第111号につきまして採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、西委員、お戻りください。

続きまして、日程第2「議案第112号、農地法第3条申請について」を上程いたします。事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位218番及び219番、この2件の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 それでは、説明を申し上げます。

218、219については、案内図をご覧くださいましたらお分かりのように、県道70号線、十二所澤線のすぐそばにございまして、私の家からでも見える申請地となっております。

まず、218番の申請地につきましては、譲渡人の●●さんは、立脇で生活をされておりましたが、今は姫路市のほうで住居を構えられておまして、譲受人の●●さん、お家が近くの関係もございまして、このたび、●●さんが、空き家になっている周囲の農地を整

理したいという申出が●●さんにあったようでございます。それで、昔からのつながりがあるということで、●●さんから●●さんに該当地が3条申請で無償移転をされるというように、依頼人から聞いているところでございます。現地を確認しましたところ、現況の畑といいましても少し宅地化したような感じもございますけれども、現況は畑に近いなどという感じでした。218番の報告は以上でございます。

続きまして、219番につきましても、立脇の地域内にございまして、これは、3条申請、この後の4条申請、5条申請と、それぞれ関係がある案件が出てまいりました。●●さんにつきましても、これまで私が聞き及んでいるところでは、●●さんの住居地と、それから●●さんとの間に連担した農用地がございますけれども、その辺を今回整理して、例えば、防犯上の塀を設けたいとか、そういうような意向が●●さんにあったようでございまして、●●さんと話合いの結果、この33平方メートルの土地が無償移転ということで、後ほど上程されます案件に関連があるということでございます。それが219番でございます。

○石原会長 地元委員からの提案理由の説明がありました。現地調査委員の前田委員のほうから補足説明がございますか。

○前田委員 去る6月3日、米田隆至委員、田中委員、中尾委員、それから私、前田の4名と事務局の6名で現地調査を行ってまいりました。たまたま地元の米田委員もおられましたので、詳細に説明を聞くことができましたので、ただいまの報告のとおりであることを確認しましたし、問題無しということで確認しましたことをご報告します。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

この件につきましても、ご意見なりご質問ございませんか。

ないようですので、受付順位218番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位219番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第113号、農地法第4条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位220番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 それでは、先ほど3条申請で説明いたしました、その関連の220番案件でございます。この●●さんにつきましては、先ほど申し上げましたように、自分の宅地の近くに、これから申し上げます●●さんとの境界の整理したいという話がございます。今回、第4条によりまして、この138平方メートルについて4条申請を行って、宅地の拡張でございますけれども、私が確認しましたところでは、ビニールハウスを既に建設をされておまして、そこで苗を作るとか、そういう話ございました。農業施設にもそれをお使いになるような意向だということをお聞きしております。この後、また5条で申し上げますが、138平方メートルについては、全体の部分で●●さんとの境界線をきちっとして、それぞれの目的に沿った農用地の利用を図りたいということでございましたので、現況を確認したところでございますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位220番について、地元委員からの説明がございました。

現地調査委員の田中委員のほうから補足説明はございますか。

○田中委員 それでは、説明します。220番につきまして、去る6月3日、前田委員、米田委員、中尾委員、それと私、それに事務局6名の方で現地確認をいたしました。先ほど、担当の委員さんから説明のありましたとお確認いたしましたのでご報告いたします。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

この件につきまして、ご意見なりご質問がありますか。

西村委員。

○西村委員 登記簿は、畑で、現況、宅地となっているんですけども、この写真で見ますと、倉庫があって、その横のコンクリートが打設してあるところが宅地ということでしょうか。

○石原会長 事務局

○事務局 失礼いたします。提出いただいた申請書に、登記簿は畑ですけども、現況宅地というふうには書いておられました。申請書類、添付いただいている中に、申請地の図がありましたが、申請地のところに宅地のところの塀などがあり、現況としては宅地ということで記載されておりました。以上です。

○西村委員 ということは、畑を勝手に宅地にされているということですか。

○事務局 申請書に始末書を添付いただいてまして、この方、最初、申請地のところを今回拡張されていたということなんですけれども、その転用の手続を御存じでなかったということで、それを知られてから急いで、これはしてはいけなかったなど、順序立ててする必要があったということで、大変申し訳なかったという思いで、こちらの申請書類を出してきてくださっているところです。

○石原会長 始末書が添付されているということです。

○西村委員 ●●さんが、勝手に転用した、宅地にしたということを確認していただいているのでしたら結構です。以上です。

○石原会長 米田委員、何か補足的にちょっと。

○米田（隆）委員 西村委員のご指摘のことは当然でございまして、私も2度、3度足を運んで、現況と、申請前、申請後の状況がどうだったのかということを確認したところであります。私が、5条に関係があると申しますのは、そのところで5条申請を行っているけれども、それは、もう既に事前着工しているという状況が明確になりましたので、それは、やはり始末書が必要だということを申し上げて、始末書の提出がされているところであります。西村委員さんのご指摘の、この畑のところについても、はっきり申し上げまして、若干、事前着工の程度が強いのだと、耕土は見えませんでしたし、砂利が敷き詰められていない状況でございましたので、これは、これから申し上げます5条申請と宅地の拡張とは、事前に着工がなされて、その時点で誰かの忠告を受けられて始末書の提出の下に改めての申請があったというふうに、地元委員としては理解をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○石原会長 よろしいですか。

○西村委員 はい。

○石原会長 そのほか、何かございますか。

特にないようですので、受付順位220番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第114号「農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 221番から226番の6件につきまして、地元委員の西村委員に提案理由の説明をお願いします。

○西村委員 失礼します。航空写真の221から226の①から③をご覧ください。最初に、該当農地のあるところがございますが、溝黒竹田線、旧和田山病院の前から迫間峠を通過して下りになります。下ったところの辺りの左側に太陽光発電施設がございます。そこから20メートルほど先に行きますと、その横を流れております迫間川にかかっている橋を渡りますと、営農型の太陽光発電施設があり、営農型の横を通っていきますと、農業用の倉庫があり、その横20メートルほど農道を登っていきますと、申請地の8筆の農地になります。現地調査された委員の方はお分かりだと思いますが、8筆全てが荒廃農地の状況で、現地調査する農道も、車が走っていくには大変であったというように思います。農地の所在は、譲受人が同一のため、まとめて説明させていただきます。

農地は、2月の第19回の総会のときに、振興地域整備計画の変更に伴う議案により、農用地域から除外された農用外農地となっております。受付番号221の●●さんは、喜多垣在住の方でございます。222の●●さんは、溝黒の方でございます。223の●●さんは、梁瀬地域にお住まいですが、これまでお父さんの●●さんが溝黒に住んでおられました関係で、その田を相続されたものでございます。以下、受付番号224、225、226の●●さん、●●さん、●●さんは、近隣区、迫間、喜多垣、溝黒にお住まいの方でございまして、いずれの譲渡人の方々も高齢になっておられまして、維持管理が大変難しいところでございます。そこで、私たちの田畑が荒廃していくのは見るに忍びないということで、このような形で使っていただければということで大変感謝されておりました。譲受人の●●株式会社は、●●の傘下にある会社でございます。荒廃農地が真砂土を製造する中で発生する3級品、4級品の仮置場として使用されるというように聞いております。また、該当農地の左右に2本の排水路が流れております。それを、左側の一本に集約して、一番下のところに沈砂池を設置する計画が提案されております。地元区長、農事部長の地元同意書、並びに土地改良区の理事長、土地改良区の地元総代の同意書も添付されております。また、審議資料の立地基準、一般基準のいずれも満たしており、問題ないというように考えております。審議のほどよろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位227番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 それでは、説明を申し上げます。

この227番の案件につきましては、先ほど説明をさせていただきました7ページの219番の案件が関係しております、この219番の●●さんから●●さんに3条申請で無償移転された土地が一つあるということをご記憶願いまして、この土地を、今度は●●さんから譲受人の●●さんに、これらについて必要なことが相互に利益があるということがございまして、219番の土地とこれらについて交換といえますか、それらの等価交換のような形が行われたように聞いておりますけれども、これらの土地と連担しております畑等の部分の境界線を確定して、防犯上の塀を造るとか、そういうことのために双方がそれぞれの関係、利点があるということで、そういった土地の整理がなされたというように聞いているところであります。5条申請については、32平方メートル、それについて宅地の拡張となっておりますが、先ほど西村委員のご指摘がありました、これらのことにつきまして現況を確認したときには、まだコンクリートは新しいような状況でございましたし、これはどうなのかなということ、まず一番に疑問に思ったところであります、代理人からの話を総合していきますと、これらの土地の整理のときに、つまり登記が完了した時点で、この●●さんは、既にこの土地を自分のものだから工事をしても構わないだろうというような思いがあったようでございまして、事前着工をされていたように私は推測をしたところであります。それらの関係の内容の始末書が代理人のほうから私のほうに届きましたので、その内容を見ましても、そのようなことが●●さんの文章から伺えるということがございましたので、本人も思い違いをして、すぐに着工してしまったことを深くお詫びしますということも始末書の中に記入されておりますので、その辺りの悪意はなかったということも、私は思うところでございますので、この点を委員の皆さんにご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○石原会長 ありがとうございます。

ただいま、221番から227番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の中尾委員のほうから補足説明ございますか。

○中尾委員 先ほどもありましたけど、6月3日でございましたけれども、前田委員、米田隆至委員、それから田中委員、私、それから事務局2名の6名で現地調査を行いました。地元担当の委員からご説明があったとおりでございまして、何ら問題ないというように思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○石原会長 それでは、皆さんのほうから、この件につきまして、ご意見なりご質問がございませんか。

特にないようですので、受付順位221番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位222番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位223番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位224番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位225番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位226番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位227番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

この221番から226番は、合計8,000平方メートル以上ありますので、県の現地調査が7月14日に計画されております。事務局のほう、よろしく申し上げます。

それでは、続きまして、日程第5「議案第115号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位228番の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、ご説明させていただきます。

受付順位228番の航空写真をご覧ください。農地法第2条第1項による非農地証明の申請案件となります。申請地は、和田山町土田区となります。申請地の所在は、JR和田山駅前の県道を北に進み、和田山郵便局からさらに500メートルほど進んだところにあります互助サービス社紫雲閣の裏手に位置します、地番、●●番地となります。今回、非農地申請に至った経緯を述べますと、申請人の●●さんのご主人は、自営業を営みながら集合住宅を建てようと、今から46年前に申請地を購入しました。しかしながら、諸般の事情で建築に至らず、その間、畑や果樹の植栽をしながら、農地として管理をしてきましたが、平成10年頃にご主人が体調を崩されたのが原因で管理が行き届かなくなり、その後は申請人の高齢化とともに草木が茂る状況となってしまいました。近隣は住宅地があり、今後、管理ができない実情にあり、迷惑等も考え、非農地申請へと至りました。また、申請地があります周辺の土田、平野地区は、アパートや賃貸住宅が立ち並ぶ地域となっております、農地として管理を続けるという難しさもございます。本人の反省及び始末書も添付されており、現状からして許可相当と思われまます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位228番について、ただいま地元委員から説明がございました。

現地調査委員の米田隆至委員のほうから補足説明がございませうか。

○米田（隆）委員 現地調査いたしまして、この228番については、地元委員さんのご説明にあったとおりでございます。

○石原会長 この件につきまして、皆さんのほうからご意見なりご質問ございませうか。

特にないようですので、受付順位228番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第6「議案第116号、遊休農地の非農地判断について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第18条、議事参与の制限の規定に基づきまして、米田隆至委員が116号の関係者でありますので、退席を求めます。

それでは、議案第116号の提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 失礼いたします。事務局の森本からご説明をさせていただきます。

議案の説明に入る前に、非農地判断についてご説明させていただきます。非農地判断とは、農業委員会が毎年行います利用状況調査、農地パトロールにより、農地法第2条第1項に規定する農地とは耕作の目的に供する土地という項目に該当するか否かについて判断することとされています。判断基準につきまして、具体的には、人力または農業用機械では耕起、整地ができない土地であって、農業的利用を図るための条件整備、基盤整備事業等が計画されていない土地について、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合とされています。また、非農地の決定については、農地、非農地判断の対象地を、農業委員、推進委員の3名以上と、事務局職員による現地調査を行い、農地法第2条第1項に規定される農地に該当しないと判断した場合は、その農地を非農地として整理し、総会において議事案件として審議し、決定するものとされています。

それでは、議案の説明をさせていただきます。議案書の13ページをご覧ください。遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、農地に該当しないと判断したことから、議案を提出させていただくものです。

内容につきましては、14ページ、地区別現地調査実施結果表をご覧ください。非農地判断の調査対象地は、和田山地域、291筆、面積、116,751平方メートル。山東地域、22筆、20,235平方メートル。朝来地域、65筆、37,005平方メートル。合計378筆、173,991平方メートルについて現地調査を行いました。調査の実施日、現地調査委員につきましては、記載してあるとおりとなっております。現地調査委員の皆様には、大変お世話になり、ありがとうございました。

次に、15ページ、農地、非農地の判断対象現地調査結果表をご覧ください。この表は、

対象地の1筆ごとに現地調査を行い、非農地の判断基準により、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断を行ったものを一覧表にしてまとめたものです。一覧表の⑦の欄に、農地、非農地の判断結果を記載しております。

28ページをご覧ください。こちらに結果の集計を載せております。結果の内訳を申し上げますと、非農地として判断した土地は、353筆、面積、161,432平方メートル。所有者等は121名。農地と判断した土地は、22筆。面積、11,753平方メートル。所有者等は12名。所在地不明な土地は、1筆。面積、185平方メートル。所有者等1名。判断不要な土地、基盤整備事業の計画された土地は、2筆。面積、621平方メートル。所有者等2名となっております。

29ページからは航空写真を掲載しており、非農地判断とした土地については、いずれの土地も竹、木が生育している、または雑草、灌木類が生育しており、山林原野化しております。現地調査のときには、全ての対象地の現況写真を撮影しており、所有者への説明をするためや、農業委員会の判断等の資料、土地地目変更登記の際に、現状を登記官が判断する資料として活用するため、適切に保存しております。なお、非農地判断通知の手順に基づき、事務局から本年1月28日に土地所有者等に対し、非農地判断に係る事前通知書を発出したところ、申出の期限である2月14日までに所有者等から農地として利用するとの意向があった農地については、非農地判断に反映しております。農地法第2条第1項の規定に該当しないと判断された場合は、非農地判断後の手順に従い、農地所有者等に非農地通知を発出するとともに、農林振興課、税務課などの市関連部局及び法務局に情報提供することとなっております。また、非農地通知書を発出する場合は、法務局との事前協議において、地目変更の登記を行うよう促すため、登記申請手順等の案内文書を同封いたします。

以上で、議案第116号、遊休農地の非農地判断についての説明を終わります。ご審議の上、ご承認のほどよろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

現地調査、何人かの委員で行いましたが、調査委員代表しまして、西農地委員長のほうから結果報告をお願いします。

○西委員 失礼します。先ほど事務局のほうからありましたが、現地調査にご協力いただいた委員、推進委員の皆さん、大変ありがとうございました。

今回、農振農用地を中心に、非農地判定を行ったということです。農振農用地以外は29

筆ありますが、ほとんどが農振農用地ということになっております。様々な理由で、水であるとか土石流であるとか鳥獣害であるとか後継者の問題とか、等々の問題で非農地になってしまったという状態になってしまったということです。

それから、中に非農地じゃなくて、農地として残してほしいという農地もございました。引き続き、農業委員、推進委員の皆さんにつきましては、残った農地の追跡調査といえますか、維持管理のほう、また、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今後の流れですけれども、先ほど事務局から申し上げました、法務局と調整を行います。一度に353筆をどんと持っていくのではなくて、小分けして調整して持っていくます。調整して持っていくって、土地所有者にもその都度案内を行うということですので、何日か、何か月かかかると思ひますが、所有者からのお問合せ等ありましたら、対応のほう、よろしくお願ひいたします。

以上、現地調査委員を代表して、ご報告申し上げます。ありがとうございます。

○石原会長 今、事務局また農地委員会のほうから報告がありましたけれども、この件につきまして、何かご質問等ございましたら。

米田委員、どうぞ。

○米田（利）委員 失礼します。ちょっとお尋ねしたいんですけども、この中に、現況という欄があるんですけど、写真のところ、それぞれ、そこに書いてあるのが、雑草、灌木類が育成しているといつて書いてあるんで、育成って、何か育てておられるんですか。普通は繁茂するとかね、何かこういう言葉で育成しているとしたら、ちょっと僕は理解できないんですけど。

○石原会長 いや、言われて、ちょっとそういう感じしますね。何かありますか。繁茂している、そのほうが適正やね。育成といつたら、何か育ててみたいやね。この表現よりも、今言われたとおり、ご指摘のとおり、繁茂しているというように、読替えていただくということで、よろしいですか。

○石原会長 そのほか、何かございますか。

○西村委員 よろしいですか。

○石原会長 西村委員。

○西村委員 農地と判断した土地が22とありますけれども、パトロールしてもらってね、22筆、12名の方の分ですね。表は全部非農地と判断したものだけなんで、農地と判断した土地の一覧表っていうのはあるんですか。

○石原会長 ありますか。

○事務局 ございます。今回は、非農地と判断した土地しか記載しておりません。

○西村委員 そうですか。見せていただこうと思ったら、自分のところは分かるんですけど、22筆もやはり出してほしい。

○西村委員 出したほうがよいと思うんですけどね。お願いします。

○石原会長 この表の番号がずっと、378、その辺り、欠番が結構あるのは、やはり、それがその分ですね。そうすると、大体、この地区の辺りというのがこれを見たら分かる。番号をずっと追いかけていったら、欠番が何個かあります。それがそこの地域の分というようになると思います。大体、その辺りにあるはずですから。例えば、26ページちょっと見ていただいたら、左のナンバーの332から341まで飛んでますね、番号、ナンバーがね。この間の番号のものは、大体、佐囊か田路か、というふうに、大体、この辺りと違うかっていうことですね。一番左の番号の332からその次341になってますよね。ですから、大体、この辺りの地域のものが、飛んでる番号のものはこの辺りの地域という、大体の予想はつくんですけどね。

○事務局 1点、失礼いたします。

○石原会長 どうぞ。

○事務局 現地調査の際にお配りいたしました調査表の中に、非農地もしくは農地という判断をしていただいた中に、一覧表をつけております。それに基づいて現地調査をしていただきましたので、土田、朝日につきましては若干ずれがありますが、そのほかの地域につきましては、そのお配りいたしました資料のとおりとなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○石原会長 何か、そのほかございますか。

ないようでしたら、採決を採りたいと思います。よろしいですか。

一応、何名かの委員、事務局で非農地であると確認した上で、最後に総会で全体の採決を採るとというのが、朝来市のルールですので。ただいまから採決を行います。

○西村委員 先ほどの関係ですけど、米田さんから教えていただいたんですけど、写真のほうに載っておりましたので、訂正します。写真のほうで確認しましたので。

○石原会長 それじゃあ、よろしいですか。採決を行います。

議案第116号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

米田委員、お戻りください。

今回、353筆と大変多くの非農地判定を行いましたけれども、実は、まだまだ候補地が各地にあるようでして、今後も、やはりこのような対応をしっかりとする必要があるので、また、パトロールのとき等にそのようなことになろうと思いますけども、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、一応、今日予定しておりました議案審議は、これで全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、西職務代理者、挨拶をお願いいたします。

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後 2 時38分終了)